

新たなモデル LPA の作成等のための有識者検討会について

令和 7 年 2 月 10 日

経済産業政策局産業組織課

1. 開催趣旨

経済産業省は、投資事業有限責任組合契約に関する法律の所管省庁として、投資事業有限責任組合（以下「LPS」という。）の振興に向けた取組を行ってきた。そうした取組の一つとして行っているのが、投資事業有限責任組合モデル契約（以下「モデル LPA」という。）の作成及び公表である。

モデル LPA は、LPS を組成するための契約の締結に要するコストが不合理に増大してしまうことを防止するために、作成時点における実務の現状（as is）を踏まえ、使いやすく納得感のある「叩き台」を志向して作成してきたものである。経済産業省は、現在、平成 30 年版と平成 22 年版の 2 つのモデル LPA を公表している。平成 30 年版は、専らベンチャー・キャピタル向けに作成されたものである。平成 22 年版は、特定の類型のファンドに向けて作られたものではないが、バイアウト・ファンド等の組成にあたって多く活用されてきた。もっとも、平成 22 年版は、作成から既に 14 年が経過し、国内外の実務との乖離が生じ始めているため、「叩き台」としての役割を果たせなくなりつつある。また、LPS の組成に携わる実務家からは、平成 22 年版の後継となる新たなモデル LPA の作成の要望を受けている。

こうしたことを踏まえ、経済産業省は、平成 22 年版の後継となる「投資事業有限責任組合モデル契約（例）及びその解説（令和 7 年版）」（仮称）の作成に向けて、「新たなモデル LPA の作成等のための有識者検討会」を開催する。

2. 主な検討項目

法令及び規制の改正並びに国内外の実務等を踏まえてモデル LPA に新たに追加すべき内容等

3. 本検討会の枠組み

- ・ 会合は、令和 7 年 4 月頃までに計 2 回、1 回につき 2 時間程度で開催する。
- ・ 委員は 9 名（GP 2 名（社）、LP 2 名（社）、弁護士 4 名及び会計士 1 名）とする。
- ・ 議事は非公開とし、配布資料及び議事要旨は後日公開する。但し、委員から提出のあった資料については、当該委員との協議の上でその公開又は非公開を決定する。

以上